

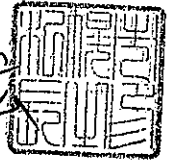


札幌市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年6月28日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第25号

札幌市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

札幌市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年規則第33号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表備考3第3号を削る。
- (2) 様式4及び様式26中「強姦」を「強制性交等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和3年7月分以後の措置入院に係る費用の徴収について適用し、同年6月分以前の措置入院に係る費用の徴収については、なお従前の例による。